平成２０年（フ）第１７９７号
京都市上京区千本通出水下る十四軒町395番地　マンハッタンファンタジー1404号
破産者　中津　良平
1　決定年月日　平成21年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１３５号
神戸市西区押部谷町養田585
破産者　木下　勝子
1　決定年月日　平成21年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２０年（フ）第４０４号
奈良県橿原市川西町1092番地の１
破産者　寺前　博文
1　決定年月日　平成21年11月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成１９年（フ）第１０５１号
岩手県紫波郡紫波町上松本字境79番地１
破産者　細工谷又男
1　決定年月日　平成21年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第６９号
茨城県下妻市高道祖4245番地262
破産者　松崎　涼子
1　決定年月日　平成21年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２０年（フ）第３３９９号
愛知県日進市栄２丁目110番地　ファミール日進三番館403、開始決定時の住所名古屋市西区菊井１丁目３番18号　ピュアハウス菊井203号
破産者　小椋　康弘
1　決定年月日　平成21年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第３８１５号
岐阜県瑞穂市古橋1746番地10、開始決定時の住所愛知県津島市新開町２丁目101番地
破産者　平野　清市
1　決定年月日　平成21年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１７１９号
名古屋市南区鳴浜町７丁目２番地　シンコウビル306号
破産者　比嘉　貞雄
1　決定年月日　平成21年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成１９年（フ）第５８１号
兵庫県姫路市夢前町古瀬畑234番地
破産者　本條　順子
1　決定年月日　平成21年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第２３４号
兵庫県赤穂市尾崎3104番地の５
破産者　このみこと　松下　礼子
1　決定年月日　平成21年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２０年（フ）第５３０号
奈良県大和郡山市小泉町1048番地１　シティハイム大和小泉201号
破産者　尾﨑　　章
1　決定年月日　平成21年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２０年（フ）第７９７号
奈良市大宮町２丁目３番５―701号
破産者　中和建設こと　丸井　哲哉
1　決定年月日　平成21年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第７１３号
広島県東広島市福富町久芳5378番地
破産者　松浦フミ子（旧姓山奥）
1　決定年月日　平成21年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第９８号
札幌市豊平区月寒東５条17丁目９番17号
破産者　平　　俊夫
1　決定年月日　平成21年11月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８８号
北海道旭川市豊岡２条８丁目８番17号
破産者　佐藤　　勇
1　決定年月日　平成21年11月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第２９３２号
横浜市南区白妙町５丁目65番地　阪東橋パークテラス902、開始決定時の住所横浜市磯子区磯子台26番１―408号
破産者　安部　　公
1　決定年月日　平成21年11月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４３２号
横浜市戸塚区上矢部町710番地　ＢＳ上矢部アパート№３―101号
破産者　松岡　稔彦
1　決定年月日　平成21年11月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部